

使用前検査申請書

廃炉発官R5第155号
令和6年 2月15日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条の3第7項の規定により次のとおり検査を受けたいので申請します。

発電用原子炉施設の設置又は変更に係る 事業所の名称及び所在地	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町及び双葉町
申請に係る発電用原子炉施設の概要	福島第一原子力発電所 汚染水処理設備等 使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設） 上記の施設のうち、HIC 保管体数 192 体 ※実施計画Ⅱ.2.5.2.1 主要仕様 および Ⅱ.2.5 添付資料-14 参照
実施計画の認可年月日	平成 25 年 8 月 14 日 〔実施計画の変更認可年月日 : 令和 6 年 1 月 11 日〕
検査を受けようとする工程	構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができる 状態になった時
	設備の組立てが完了した時
	工事の計画に係る工事が完了した時
検査を受けようとする期日	自 令和 6 年 3 月 13 日 至 令和 6 年 3 月 29 日
検査を受けようとする場所	東京電力ホールディングス株式会社 福島第一原子力発電所
申請に係る発電用原子炉施設の使用の 開始の予定時期	令和 6 年 4 月 30 日

工事の工程に関する説明書

年月	2023							2024			
	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
項目											
汚染水処理 設備等								▼			
使用済セシウム吸着塔 一時保管施設(第三施設)										☆	△

: 工事期間

☆ : 使用前検査

△ : 工事完了

▼ : 「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画」の変更認可

工事の工程における放射線管理に関する説明書

1. 放射線管理

(1) 検査に係る立入制限

必要に応じ関係者以外の立入を制限する。

(2) 検査中の放射線管理

検査中は検査に係る者に対し、適切な指導及び助言を行う。

(3) 個人被ばく管理

線量は、電子式線量計を用いて測定する。

2. 検査場所の区域区分

福島第一原子力発電所

免震重要棟

: 非管理区域

使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設） : 管理対象区域

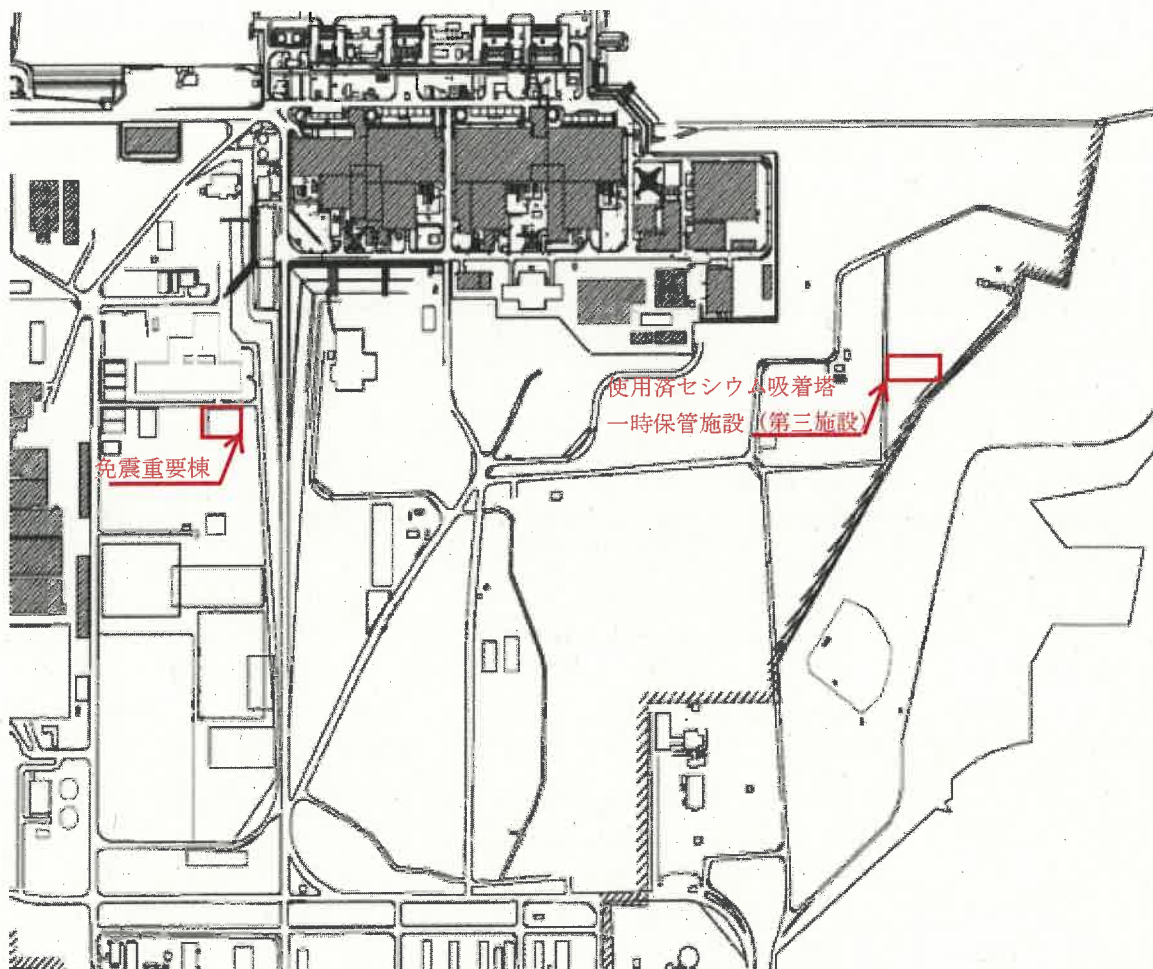
別添—1 : 検査場所図

別添—2 : 検査範囲図

以 上

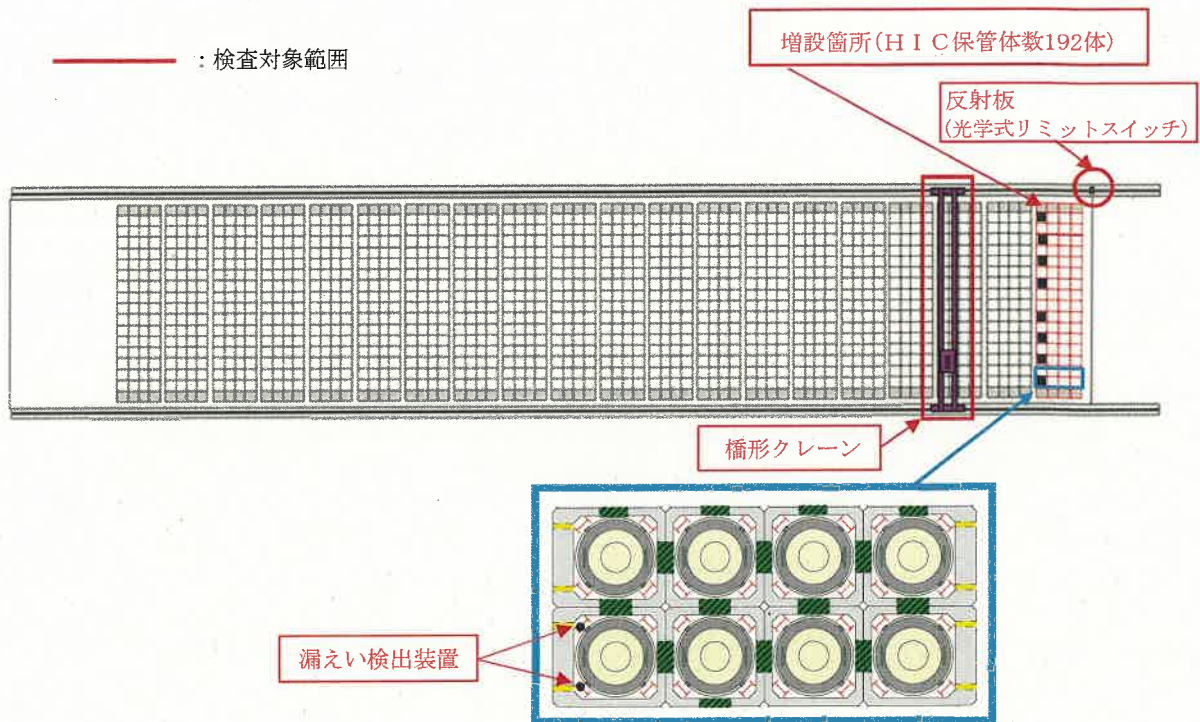
検査場所図

 : 検査場所



福島第一原子力発電所構内

検査範囲図



使用済セシウム吸着塔一時保管施設 (第三施設)